

令和6年9月定例教育委員会 会議録

1. 日 時 令和6年9月26日（木） 13:30 から 15:00 まで

2. 場 所 中央公民館 講義室

3. 出席委員

教育長	宮 本 隆
教育委員	佐 藤 一 郎
	花 里 一 恵
	本 城 慎之介
	鈴 木 淳 子

4. 事 務 局

- 生涯学習課長
- こども教育課長補佐兼学校教育係長
- こども教育課児童係長
- こども教育課子育て支援係長
- こども教育課軽井沢高校・教育魅力化推進係長
- 生涯学習課長補佐兼社会教育係長
- 生涯学習課長補佐兼文化振興係長
- 生涯学習課図書館長兼図書館係長
- 生涯学習課中央公民館長

5. 傍聴人 0名

1. 開会

〈事務局（生涯学習課長）〉

それでは定刻となりましたので、ただいまから9月の定例教育委員会を始めさせていただきますと思います。初めに、宮本教育長よりご挨拶をお願いいたします。

2. 教育長あいさつ

〈宮本教育長〉

皆さんこんにちは。お集まりいただきましてありがとうございます。やっと秋の気配という感じで暑さ寒さも彼岸までと言いますが、本当に東京を見ると、酷暑も猛暑も彼岸までというような感じになってしまい秋が短くなっていますが、秋になりまして保育園の運動会が始まり今日、東保育園が終わりまして、中学校では、からまつ祭が先週あり私も顔を出しました。午前中の校長会でも合唱コンクールがとても素晴らしかったとお伝えをしました。コロナ前は行っていましたが、来年は小学校6年生に来てもらいしっかり聞いてもらうのがいいのではないかと話をしまして、来年度はそれが実現できるようにしたいと思っています。9月もちょうど半年といえますか、半分が過ぎるところになります。10月1日から建設中でありました、教育支援センターも開所し会議後に見学していただきます。また、全期4回にわたり県と協議を進めてきました信州オープンドアスクール。これは協議が終わり、現在、個別に県と話を進めていくような段階に入っています。それにあたりまして経験豊富な知識経験者をお願いしたいということで、3月まで県の教育委員会教育長だった内堀繁利氏に推進アドバイザーとして、町に関わっていただくということでお願いを進めていくことが決まっております。また花里委員においては、2期4年の8年間にわたって教育委員を務めていただき様々な形で保護者という立場も中心にしてアドバイスと、ご意見をいただきました。今後も町政について関わっていただくことでご尽力いただくこととなりますが、一旦、教育委員という形では、ご尽力はここで終わるということになります。本当にありがとうございました。後ほど、最後にご挨拶させていただければありがたいと思います。

それでは本日もよろしくお願いいたします。

3. 報告事項

〈事務局（生涯学習課長）〉

ありがとうございました。それでは次第3の報告事項に移ります。ここからの議事進行は宮本教育長よりお願いします。

（1）教育委員会行事・事業報告について

〈宮本教育長〉

それでは、（1）教育委員会行事・事業報告についてお願いします。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明

1 ページ目をお願いいたします。教育委員会行事・事業報告になります。期間につきましては、令和6年8月28日から令和6年9月26日まで。8月28日、8月定例教育委員会、中央公民館。同じく28日、ICT教育研究部会中部小学校。29日から9月19日まで、令和6年第1回軽井沢町議会定例会9月会議、役場。8月30日、軽井沢ゼミ2024、町内3小学校他。9月6日、旧軽井沢公民館引き渡し式、旧軽井沢公民館。12日、旧三笠ホテル上棟式、旧三笠ホテル。12日、佐久視聴覚ライブラリー運営会議、佐久市広域連合。13日、学校・警察連絡協議会、軽井沢町PTA連合会理事会合同会議、軽井沢中学校。16日、トムソーヤクラブ活動廃線ウォーク、軽井沢から峠の湯。18日、中部小学校通り高架下現場確認、中部小通り。19日から20日、軽井沢中学校からまつ祭、軽井沢中学校。24日、交通安全ポスター審査会、中央公民館。25日佐久地区市町村教育委員会連絡会および主幹指導主事面談、佐久市合同庁舎。26日、町校長会、中央公民館。行事事業報告については以上となります。

（2）教育委員会の行事日程について

〈宮本教育長〉

ありがとうございました。

〈生涯学習課長補佐兼社会教育係長〉

すみません。1点訂正をお願いいたします。9月6日の旧軽井沢公民館の引き渡し式でございますが、場所が公民館となっておりますが、役場の誤りでございます。申し訳ございません。

〈宮本教育長〉

はい、訂正をお願いします。その他何かありますか。

〈生涯学習課長〉

9月会議で教育委員会から条例について報告させていただきたいと思えます。生涯学習課の方から三点ほど出させていただきましたので、説明させていただきます。まず一点目ですが、重要文化財旧三笠ホテルの条例の全部改正を行いました。文化財保護法に則りまして民間の知識や手法を活用することによりまして国の重要文化財に指定しております旧三笠ホテルの更なる文化的活用を図るにあたりまして、指定管理者が旧三笠ホテルを管理できるという変更する条例を出させていただきまして承認をいただきました。その次に、二点目としましては、令和5年度のやはり旧三笠ホテル関係ですが、こちらの整備工事の変更請負契約の締結ということで出させていただきました。令和5年の12月21日会議の議決によりまして契約を締結しました旧三笠ホテル防災活用整備工事につきまして、昨年も議案として提出しましたが工事請負契約約款に規定していますインフレスライドを実施しました。それでインフレスライドを実施するに当たりまして数量精査によりまして変更を合わせて追加をさせていただきました。増額等になりました。その増額等内容につきましては、4,844万4000円を足しまして、工事費が9億3977万4000円という旧三笠ホテル防災活用整備工事の契約の変更をお認めいただきました。それと最後に補正予算について説明させていただきたいと思えます。主なものについて説明させていただきます。2点ほどありまして、文化財保護の一般経費の総体について、1,000万と9000円増加いたしました。内容につきましては、追分にあります「津軽屋」という建物があります。そちらの建物が越境をしております越境したところの土地を買うというものです。その越境した部分だけではなくて全体を買い、「津軽屋」全体の活用を含めた計画をたてまして隣の約350平米ほどを買うというような予定としております。

次に堀辰雄文学記念館の一般経費に150万円増額させていただきました。

内容につきましては、堀辰雄の小説「菜穂子」という創作ノートが売りに出されています。この「菜穂子」の小説は追分を舞台にした小説がありまして、堀辰雄文学記念館に収蔵保管することが望ましいのではないかとことを考えまして、買うことを決断しました。本件につきましては、学芸員が現場のそのノートを実際に見て堀辰雄の直筆であるということを確認して間違いのないということで買うということにいたしました。私の方からは以上報告させていた

だきます。

<こども教育課長補佐兼学校教育係長>

はい、続きましてこども教育課関連の議会の提出議案関係を報告させていただきます。今回9月議会に2件の議案を提出させていただきました。

1件目につきましては、令和6年度町単西部小学校東教室棟他建設工事請負契約の締結についてになります。こちらにつきましては、契約金額が10億1530万円。契約の相手方は北野建設株式会社。もう1件につきましては、令和6年度ゼロ町債町単西保育園マイクロバス購入契約締結について。こちらにつきましては契約金額1,501万1464円。契約の相手方、草軽交通株式会社。こちらを議案として提出いたしまして議決をいただきました。また補正予算につきまして主なものを説明させていただきます。先ほど教育長からもお話のありました、教育推進アドバイザーの支払いということで120万円。また、その旅費費用弁償として3万円計上させていただきました。また、西部小学校の一般管理費というところで、管理備品245万2000円。こちらは西部小学校に現在、プレハブが建っておりまして、プレハブと本校舎の間は少しあいており、そのところへ雨がしのげるもの雪がしのげるもののテントを建てたいため、こちらの備品管理費へ補正予算で計上させていただきました。他には総合学習等講師謝礼で中部小学校の教育振興経費になります。今年度からSC軽井沢に水泳講師をお願いしていましたが、1学期は東部小と西部小学校で講師を派遣していただいたところでした。中部小学校が2学期になりましたら水泳教室を始めることになり、講師1名では安全管理上人が足りないということで講師を増やしていただくことになり、2名で予定していたところをプラス1名、合計3名で対応していただくために補正を計上させていただきました。

一般質問につきましては、量が多いため簡潔にさせていただきます。川島議員から教科書のバリアフリー法に関する法案が成立したということでそれに関する質問がありました。障害のある児童への学習支援をどのようにしているのか、デジ教科書の活用状況等についてございました。他には小山議員につきましては、「信州学び円卓会議」のメッセージについての所見を伺うということ。また、軽井沢高校教育魅力化推進係が新設されてそのコーディネーターと各校との連携を図っているが今後のメッセージ等もそれを踏まえてさらに加速させていくという理解でよいかとございました。眞島議員に関しましては、学校施設の防災というところで体育館が避難所となった場合に体育館の断熱状況、また今後の施設の点検等についての老朽化対策のどのように考えているか、こういったところについての質問がございました。また小林議員につきま

しては、子育て世帯が利用しているアプリのことについてございました。保育園で「コドモン」になっていて小学校では「tetoru」を使ってその辺りのセグメント配信。それをラインに公開できないかと一般質問がありまして、こども教育課長が議会で答弁をさせていただいただきました。

〈宮本教育長〉

その他ございますか。

〈佐藤職務代理〉

教えていただきたいのですが、13日のPTA関係の会議は私達も参加しましたが、私たちのグループから出ましたのが中部小学校の道路高架下の関係でして大変危険だということで、先日もかなり大きな事故だったと思いますが、かなり激しく柵は壊れましてやっと新しくなりました。一応、今の段階でわかる範囲でいいので信号の設置等、事故防止策について何か進展があるのかどうかわかる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

〈宮本教育長〉

信号設置には時間がかかりますので、その間をどうしようかということで、行事報告の18日に書いてありますように、町長以下理事者、交通政策係、住民課と地域整備課が全員集まりどのようにしていくかと話をしまして9月の補正にものせてあり、方向性としてはいくつかの物理的なスピードを落とすための施設を作るということで、今、ここでは申し上げられませんが、何かしら行うということでありまして。それはある程度固まったところで、教育委員会からは8月にも2回注意喚起のメールを出しておりますが、詳細に関しては町のホームページ見てください。というものを出す予定になっており、町もしっかりと動いていくということで信号設置までの間に何かないようにと考えています。それから、別にもう一つですが、鳥井原地区には見守り隊がありますが、中軽井沢区にはないわけです。ですから、あの場所に緑のおじさんやおばさんいないので区の方をお願いできないでしょうかと頼みたいとは思っていますが、それもボランティアなのでなかなか難しいところです。とは言って、PTAで頑張ってもらってくださいとも言えないところでして、とにかくあそこの場所は町民が全員、危険なところだということを子ども達も含めて認識していかなければならないと思っています。

〈佐藤職務代理〉

ありがとうございます。あの場所は側道に関しては、車のスピードの制限も設置されてなく何キロ出しても違反ではないのです。ですので、非常に危険です。

〈宮本教育長〉

あと、中部小通りは県道のため主体的に何かするわけにはいかないのです。でも、側道は町道でして、その町道が広すぎて南側くらいの広さでしたら良かったのですが、あそこが60キロ制限。だから一時停止できないため無視する車が大きな事故を起こすということになっております。そのため、いくつかポールを立てるとか、ギザギザで音を立てて危険を知らせるとか、看板を大きくするとか、道路標識を変えるか「注意しましょう」と書くとかいろいろと考えております。

〈佐藤職務代理〉

ありがとうございます。

（２）教育委員会の行事日程について

〈宮本教育長〉

続いて（２）番教育委員会の行事日程についてお願いします。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明

資料２ページをお願いいたします。教育委員会行事日程。期間につきましては、令和６年９月２６日から令和６年１０月２１日までです。９月２６日、９月定例教育委員会、中央公民館。２７日、中央公民館消防訓練、中央公民館。２８日、日本大学軽井沢公開講座、日本大学軽井沢研修所。３０日、小中学校シェフ給食、中部小学校。１０月１日、教育委員着任式・臨時教育委員会、中央公民館。２日、佐久地区教育課程研究協議会、中部小学校。７日、西部小学校理科教育提案発表会、中央公民館。７日、花と緑のマイスター講座開講式、中央公民館。８日、部活動地域移行会議、中央公民館。１５日、ウィスラー受入に係る町長表敬訪問、中央公民館。１５日、佐久視聴覚教育研究大会、中央公民館。１６日、中学校教育課程研究協議会、軽井沢中学校。２１日、町校長会、東部小学校。２１日、１０月定例教育委員会、中央公民館。行事日程については以上になります。るるぱるの関係につきましては子育て支援係長より説明をさせていただきます。

○事務局（こども教育課子育て支援係長）より説明

資料1の10月号をお願いいたします。子育て支援センターの10月の主な行事となります。まずは子育て講演会。こちらは「知って得する薬の豆知識」と題しまして、軽井沢病院の薬剤師の先生に来ていただいて、講演を行います。10月22日火曜日、10時30分から11時30分です。子育てダイヤル。こちらは10月1日火曜日、8日火曜日、15日火曜日、22日火曜日、9時30分から12時です。離乳食・トイレトレーニング・卒乳・歯についてなど、助産師・保健師保育士がご相談に応じます。ぴよぴよベビー相談。10月7日の月曜日、13時から16時。こちらは助産師が相談に応じます。裏面はご覧のとおりです。3ページ目は8月の子育て支援センター利用報告です。8月の利用者数は788人、相談件数は172件となります。以上です。

〈宮本教育長〉

ありがとうございました。資料1と行事日程について何かございますか。よろしいですか。

（3）各種行事への後援等について（9件）

〈宮本教育長〉

それでは（3）番各種行事への後援等について9件お願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼社会教育係長）より説明

3ページをお願いいたします。各種行事への後援等についてお願いします。行事名、主催者、開催日の順に申し上げます。

①第26回六地域対抗高校選抜アイスホッケー大会。資料4、5ページ。第26回六地域対抗高校選抜アイスホッケー大会実行委員会。令和6年10月5日土曜日から6日日曜日、10月12日土曜日から13日日曜日、風越アイスアリーナ 笠松運動公園アイススケート場。

②ホリデーウォーク in 軽井沢 2024。資料6、7ページ。軽井沢紅葉まつり実行委員会・信濃毎日新聞社。令和6年10月19日土曜日。軽井沢町内。

③2024年第2回スペシャルオリンピックス日本・長野地区ゴルフ競技会。資料8、9ページ。（公社）スペシャルオリンピックス日本・長野。令和6年11月2日土曜日から11月3日日曜日。軽井沢72ゴルフコース。

④「本日と」プロジェクト。資料10、11ページ。軽井沢風越学園。令和6年11月30日土曜日。軽井沢中央公民館。

⑤軽井沢少年少女合唱団&軽井沢ファミリーオーケストラクリスマスコンサート。資料 12、13 ページ。公益財団法人軽井沢大賀ホール。令和 6 年 12 月 1 日日曜日。軽井沢大賀ホール。

⑥軽井沢自主上映会「はだしのゲン」上映会。資料 14、15 ページ。いい映画を観よう実行委員会。令和 7 年 1 月 25 日土曜日。中軽井沢図書館 2 階多目的室。

⑦軽井沢少年少女合唱団第 17 回定期演奏会。資料 16、17 ページ。公益財団法人軽井沢大賀ホール。令和 7 年 3 月 30 日日曜日。軽井沢大賀ホール。

⑧軽井沢ファミリーオーケストラ第 10 回定期演奏会。資料 18、19 ページ。公益財団法人軽井沢大賀ホール。令和 7 年 5 月 18 日日曜日。軽井沢大賀ホール。

⑨第 14 回 YEK 若い芽のアンサンブルアカデミーイン軽井沢。資料 20、21 ページ。YEK 実行委員会。令和 7 年 8 月 18 日月曜日から 8 月 22 日金曜日。軽井沢大賀ホール。以上でございます。

<宮本教育長>

ありがとうございました。9 件ございますが何かございますか。こちらの最初のアイスホッケーの場所の笠松運動公園はどちらにありますか。

<生涯学習課長補佐兼社会教育係長>

茨城県ひたちなか市でございます。

<宮本教育長>

ありがとうございました。続きまして報告事項ですが、(4) 番、(5) 番に関しては個人情報が含まれておりますので、最後に非公開の場面をお願いしたいと思います。

4. 協議事項

(1) 各種行事への後援等について (1 件)

<宮本教育長>

それでは 4 番の協議事項ということで (1) 番、各種行事への後援等についてお願いします。

○事務局（こども教育課長補佐兼学校教育係長）より説明

資料5をお願いいたします。令和6年9月2日付けで名義使用承認申請がありました、榛嶺杯剣道大会・青嶺杯剣道大会の名義使用承認についてになります。申請者につきましては、関 博幸。名称、榛嶺杯剣道大会・青嶺杯剣道大会。実施期間につきましては、令和6年11月2日の土曜日から令和6年11月4日の月曜日まで。主催につきましては、榛嶺杯剣道大会実行委員会青嶺会。実施場所につきましては、軽井沢町風越公園総合体育館。参加費につきましては、1チーム7,000円となっております。次のページをお願いいたします。次のページが名義使用承認申請書になります。なかほど名義使用を必要とする理由でございますが、町の剣道発展につなげたい。事業の趣旨といたしましては、環境の整った軽井沢を会場に、互いに切磋琢磨し、師弟が共に学ぶことを目的とするというものでございます。参加予定者数につきましては600人を予定しております。次のページにつきましては、名義承認通知書案となっており、次の4ページをお願いいたします。こちら大会の予算書でして、収入の部の合計45万円、支出の部の合計45万円ということで収支額ゼロということになり利益を求めているものではないと考えられます。5ページをお願いいたします。こちらは大会の実施要項になりまして青嶺杯剣道大会になります。目的のところにも記載がありますが、中学3年生が対象になり、中学校剣道生活最後の思い出作りをさせるということで大会が開催されます。次の7ページをお願いいたします。こちらが榛嶺杯剣道大会の実施要項になります。こちらは中学校の1、2年生が対象となっているものになります。先ほども説明させていただきましたが、互いに切磋琢磨し、師弟が共に学ぶことを目的とするということです。こちらにつきましては名義使用の承認基準を満たしていると考え、こちらの承認をしてよろしいかご審議をよろしくお願いいたします。

<宮本教育長>

何かご意見等ございますか。この大会自体は今までもありましたか。

<こども教育課長補佐兼学校教育係長>

ありましたがこの名前ではなく違う形での名前で大会はありました。

<宮本教育長>

わかりました。では、承認ということでよろしいでしょうか。

〈教育委員〉

—承認—

〈宮本教育長〉

続けてお願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼社会教育係長）より説明

資料 6 をお願いいたします。9 月 20 日付けで申請がありました浅間山こども大学の名義使用承認についてでございます。申請者と主催者は同一で NP0 法人浅間山麓国際自然学校。事業名称は、浅間山こども大学。実施日は令和 6 年 11 月 10 日日曜日。実施場所は、小諸市市民交流センターステラホール。参加費はございません。7 の備考ですが、こちらは③小諸市教育委員会が共催ということで実施場所の基準は満たしていることになります。次のページをお願いいたします。2 ページは名義使用承認通知書案になります。次のページをお願いいたします。3 ページは、名義使用承認申請書で下段の事業の趣旨、浅間山麓自然学校は、浅間山麓の活性化を目指し、「浅間山麓/高峰高原の大自然と火山資源を活かした「環境保全」「感動体験」「環境教育」を実践する自然学校をビジョンに活動しております。当校が来年創立 20 周年を迎えるにあたり地域の子どもたちを中心に「浅間山の火山活動、浅間山に関わる地球の活動、浅間山と生物の関わり、浅間山と人間の関わり、浅間山の横断的な学習を通じて地球の仕組みの素晴らしさやかけがえのなさに気がつき地球市民としての意識を高めていくこと」を目的にしてイベントを開催いたします。本年はプレイベントとしておりますが、次年度 2025 年度本開催への集客、周知も目的としております。浅間山麓 7 市町村の教育委員会を通じ小学 5 年生から中学 3 年生を対象に無料で参加の募集をいたします。また後援をいただいている関係者にもご参加いただくことで、当校の活動周知や次年度以降の集客に繋げたいと考えております。ということであります。次のページをお願いいたします。5 ページは、開催の概要でございます。一番上の企画の内容ですが、浅間山やその山麓をフィールドに研究している研究者の方にお集まりいただき 1 日限りの仮想の学校「浅間山大学」を開校いたします。それぞれの研究視点から、浅間山がいかに素晴らしい山であるかを講義いただきます。最新の研究結果を、実物などの教材を使いながらワークショップスタイルで講義を行い、大人から子どもまで幅広い方が楽しく学ぶことができる講義となります。一番下の四角に講師の先生方が書いてあります。7 ページをお願いいたします。

7 ページから 16 ページにつきましては、浅間山麓国際自然学校の定款となっております。最後のページですが、17 ページ、18 ページは本事業のチラシ案でございます。以上によりまして本案件につきましては承認基準を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〈宮本教育長〉

ご意見よろしいですか。承認でよろしいでしょうか。

〈教育委員〉

—承認—

（２）軽井沢町公民館条例施行規則の一部改正について

〈宮本教育長〉

それでは軽井沢町公民館条例施行規則の一部改正について申し上げます。

○事務局（中央公民館長）より説明

はい。資料 7 についてお願いいたします。資料 7-1 と 7-2 は関連していますので続けて説明させていただきます。軽井沢町公民館条例施行規則の一部改正について説明いたします。2 ページをお願いいたします。軽井沢町公民館条例施行規則の一部改正理由ですが、令和 5 年度から建て替え工事を行ってまいりました旧軽井沢分館が竣工いたしましたので、それに伴い、分館の位置を変更するものでございます。続きまして 3 ページをお願いいたします。規則新旧対照表になります。右側が改正前、左側が改正後となります。改正前は軽井沢町大字軽井沢 878 番地 1 でしたが、改正後は軽井沢町大字軽井沢 878 番地の 7 となります。続いて 4 ページをお願いいたします。軽井沢町公民館条例施行規則の一部を改正する規則案となります。資料の 7-1 については以上となります。

続きまして資料 7-2 について説明いたします。4 ページをお願いいたします。軽井沢町公民館条例施行規則の一部改正理由ですが、公民館管内において講師等の昼食、料理教室等のための飲食を可能とすることにより公民館の利便性向上を図るため、教育長が指定した場所においては飲食をすることができるよう改正するものでございます。続きまして 2 ページをお願いいたします。先ほどの規則新旧対照表になります。右側が改正前、左側が改正後となります。改正前は、第 15 条の（２）に館内において、飲食をすることを禁止していましたが、改正後は館内の教育長が指定する場所においては飲食ができるもので

す。

飲食できる場所は玄関ホール、第2会議室、料理教室、応接室でございます。続いて3ページをお願いいたします。軽井沢町公民館条例施行規則の一部を改正する規則案となります。資料7については以上となります。ご審議をお願いいたします。

〈宮本教育長〉

ふたつありましたがよろしいですか。何かご意見ございませんでしょうか。

〈教育委員〉

—承認—

(3) 重要文化財旧三笠ホテル管理規則の全部改正について

〈宮本教育長〉

続いて重要文化財旧三笠ホテル管理規則の全部改正についてお願いします。

○事務局（生涯学習課長補佐兼文化振興係長）より説明

資料8のホッチキス止めと、その後ろにありますもう一つの資料でご説明させていただきます。重要文化財旧三笠ホテル管理規則の全部改正についてになります。こちらにつきましては、先ほど、生涯学習課長から説明がありましたが旧三笠ホテルの条例が9月会議において議決いただいたことからこちらの管理規則を提出させていただいているものになります。少しお時間が長くなりますがまず前段としまして、三笠ホテルの条例、あと減免規則を先にご説明させていただきます。資料の10ページをお願いいたします。まず、こちらが重要文化財旧三笠ホテル条例の全部改正に関する条例になります。まず設置の目的としましては、文化財保護法27条1項の規定により、重要文化財に指定された旧三笠ホテルの活用を図り、もって住民の文化的向上に資するため設置するということで設置の項目がございます。重要な部分だけ割愛して説明させていただきますが、次に管理運営の基本としまして、第3条をごらんください。旧三笠ホテルの管理運営は、文化財保護法の趣旨にのっとり、その保存が適切に行われ、かつ、文化的に活用されることを旨として行わなければならない。こちらは文化財ですので、まず保存が第一です。その後に活用ということでの基本を示させていただいております。次に第4条の業務になります。こちらは1項、2項、3項とございまして、1項につきましては、公開、利用その他の

活用に関する業務。2 項としまして、資料の展示および情報の提供に関する業務。3 項としまして、設置の目的を達成するために必要な業務とさせていただきます。次に第 5 条、開館時間等になりますが、こちらはこの後の管理規則で決めますのでそちらでご説明させていただきます。第 6 条、入館料になりますが、こちらは別表 1 に載っておりますので最後の 14 ページをご覧ください。新聞報道等でもございましたが、入館料を今回見直しさせていただきます。まず個人の一般が 1 回につき 1,000 円、小学生または中学生は、1 回につき 500 円。このように振り分けさせていただきます。備考欄にございますが、町民の方は、入館しようとする者が町内に住所を有するときは、金額欄に定める額の 2 分の 1 を乗じていただくこと。住所要件のある方については、そちらを提示することで先ほどの 1000 円、500 円が半額で入れるという形の規定を設けさせていただきます。こちらが入館料になります。

続いて 11 ページへお戻りください。撮影等は、また後ほどご覧いただきまして、続いて 11 ページの一番下の使用料の第 11 条になります。こちらについては、別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならないということで、今回のこの改正においては貸し室を設置することとしましたので、そちらの料金設定をさせていただきます。こちらの料金は、14 ページの方にお戻りいただき、別表第 2 にございますが 2 階の西側の部屋になりますが、客室 No. 14. 15、客室 No. 16. 17 が同じ大きさの面積での貸室になりますので、料金設定を半日で 3 万円、1 日で 5 万円とさせていただきます。こちらについては重要文化財で、本来見る箇所を独占的に貸し付けするということになりますので、民間企業の貸室料金を参考にしまして、通常であれば 2000 円とか文化施設などは安いのですが、こちらはあくまでも特別感を出すということで、3 万円と 5 万円に設定をさせていただいたという結果でございます。12 ページへ戻りください。次に 12 条で入館料等の減免、こちらはまた後ほど別の規則がございますのでご説明します。第 13 条は入館料等を還付しないという規定を設けさせていただき、次に第 14 条は原状回復で、使った場合はその回復をしてください。15 条は、損害賠償の義務で、何か滅失損傷した場合は損害賠償が発生するという項目で作らせていただいております。

続いて、第 16 条と 17 条になりますが、こちらは、指定管理者が行う場合の新たな条文で追加として大きく入れさせていただいたものです。第 16 条については、指定管理者に行わせることができる規定を設けさせていただきます。第 17 条については、指定管理者が行う場合は、入館料使用料等は使わず、利用料金という取り扱いになりますのでこちらの読み替え規定をさせていただきます。こちらの 13 ページの第 3 ですが、指定管理者は、利用

料金をその収入として収受するもの。入館料等については、指定管理者の方に収入が入ること。その分指定管理料が減るという形の建て付けにさせていただいております。最後にこちらの条例の附則になりますが、施行期日としまして、まだ工事で進んでいる段階で確実にできる日付というのが決まっておりますので、この条例については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行オープン日等が決定した際に、そちらを段階的に教育委員会規則で定めるということで附則を作らせていただきます。条例については以上になります。

次に、重要文化財旧三笠ホテルの入館料等及び利用料金の減免及び還付に関する規則をご覧ください。15 ページに、こちらは条例で先ほどの減免できるということが規定しておりますので、減免の範囲についてご説明させていただきます。まず趣旨の第1条ですが、入館料または使用料及び利用料金の減額又は免除及び還付に関し必要な事項を定めるものということで趣旨を受け付けさせていただきまして、第2条で、入館料等の減免内容について記載させていただいております。こちらは5項目ありまして、まずひとつ目、町の機関又は町の機関を構成員とする団体が主催する研修において、その参加者が入館する場合。こちらについては入館料減免なので、町が行う事業の場合、あと教育委員会が主催で行うものについての入館については減免ができるようにしてあります。次に第2項ですが、町内の学校、学校教育法第1条に規定する学校における学校教育の一環として利用するために、教職員に引率された当該学校に在学する者および教職員が入館する場合。こちら入館料は減免。こちらについては教育学校教育法第1条に規定する学校というものが幼稚園から大学までになります。ですので、町内にある公立私立問わず学校教育法に規定されている学校が旧三笠ホテルを見たいということで遠足などで旧三笠ホテルに来る場合は減免ができるという規定にさせていただきました。次に3項、こちらは障害者の関係になります。身体障害者手帳を保持する者、療育手帳制度に基づく療育手帳を保持する者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により手帳を所持してする者が入館する場合は無料になり、併せて第4項ですが、こちらに前号の規定する者の付添人が入館する場合。1名に限りますが、こちら無料の1人の障害者の方に付添人が1人は無料ですが、例えば2人になった場合、1人はいただくという規定にさせていただいております。5項目としまして、その他町長が特に必要があると認める場合。こちらについては、その都度の項目にない項目が発生して、どうしても減免しなければならないことが発生した場合のための担保として第5項ということになります。

続いて第3条ですが、こちらの使用料の還付につきましては過失の関係にな

ります。こちらの過失については一定の要件、要はキャンセル料部分とかがありますが、それを除いた分が還付できないということでさせていただきました。

第4条につきましては、利用料金の減免になります。こちらは指定管理者が行う場合に、今、申し上げた項目について適用させるための読み替え規定となり、最後の附則になりますが、「この規則は条例の施行の日から施行する。」という形で旧三笠ホテルの条例に合わせて施行されたというものになりますのでご承知おきいただければと思います。先に条例と減免をご説明しましたが、そこでこの後、審議していただく内容になります。

旧三笠ホテルの管理規則の2ページをお願いいたします。第1条の趣旨になりますが、こちらは重要文化財三笠ホテル条例の規定に基づいて管理運営に関し必要な事項を定めるものとして趣旨を設けさせていただきました。まず第2条、開館時間になります。こちらは午前9時から午後5時。ただし、教育長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。こちらにつきましては、今までの運営と同じ時間にさせていただいております。

次に第3条、休館日になります。休館日は1号と2号がございますが、まず1号、水曜日。ただし、7月15日から10月31日までの日を除く。今までは水曜日、定期的な習慣の休みは設けておりませんが、今回については、エレベーターとトイレ棟があり、文化財のみではなく他の施設を設置しますのでメンテナンスが必要となる場合がありますので、毎週水曜日を休館とさせていただきということで規定させていただきました。2号につきましては、12月28日から翌年1月3日までの日につきましては前と同じになります。お正月の間につきましては休館という規定にしております。

次に第4条、使用許可の申請等。こちらにつきましては先ほどの貸室の関係になります。当該使用をしようとする日の3月前の日の属する月の初日から使用する日の14日前までに申請書を教育長へ提出しなければならない。こちらは、使用する前の14日前までに申請書を出してくださいという形にしております。これについては、あまりにも前から予約されると、実際に見れる見れない等もございますし、直前でキャンセルがしやすくなってしまうということで、とりあえず3月前からの予約に今回設定させていただいております。次に3ページの方に移っていただいて第5条になります。使用期間の制限です。こちらは、金額的には5万円、3万円と高い金額になりますが、夏場にずっと独占されては困りまして、第5条に使用時間の制限とし、引き続き3日間のみとさせていただき、1日空けて3日間取ることはできます。継続して1ヶ月間はないことになります。

第6条は撮影許可の申請です。こちらは先ほどの使用許可とほぼ同様になりますが、14日前までに写真撮影をしたい場合は来館者に周知等が必要になりますので、14日前までに必ず申請を上げていただくことになります。

次に第7条が遵守事項になります。こちら基本的なことになりますが、危険物を持ち込まないこと。火気を使用しないこと。飲食等は所定外の場所でしないこと。または、4項としまして教育長が指示する事項ということで基本的なことを書いております。次に第8条、滅失等の届け出等になります。こちらは、施設の設備、備品、展示品、その他の物品を滅失し、損傷し、又は汚損したときは届け出をしてください。これは何かといいますと、文化財になりますので、文化財を破損損傷した場合は文化庁への報告義務があります。そこで、こちらの書式を規定しまして、何かあった場合はこの様式で文化庁へ報告をするために規定を設けさせていただきました。次に第9条、指定管理者に管理を行わせる場合の取扱いについてです。こちらは、先ほどから説明してきた内容について町または教育長が行う案件につきまして、指定管理者ができる読み替え規定を設けさせていただきました。最後に委任で、第10条、こちら管理運営に関しこちらの項目にないものについては、教育委員会が定めるということで規定しております。こちら附則になりますが、施行期日は、旧三笠ホテル条例の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行します。最後になりますが、名称についてです。「重要文化財・旧三笠ホテル」という名称でありましたが、今回の全部改正に伴いまして、正式名称に「・」が入るのはよくないということで「重要文化財旧三笠ホテル」とスムーズに読めるようにさせていただきました。内容につきましては以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

<宮本教育長>

はい、ありがとうございました。何かご質問、ご意見あればお願いします。

<本城委員>

基本的に賛成ではあるのですが、最近、結構重要文化財でよく行われるイベントとしてコスプレの撮影会がありまして、こちらはかなりお金も入るし、集客もできるということで流行っていますが、ここもやはり撮影許可ということもそういうことを念頭に置いて作っているということで私の理解でよろしいでしょうか。

〈生涯学習課長補佐兼文化振興係長〉

はい、その通りです。例えば貸し室もコスプレイヤーが着替えたい時に使っていただくのも結構ですし、例えばですがインタビューを受けたり、今回カフェを設置しますので、カフェからコーヒーを取り寄せて、雰囲気の良いところで利用していただくということもできます。あと撮影の申請については、それを SNS などに出したり、いろんなパターンがありますので、一応内容を確認して変なものを持ち込まれて文化財を傷つけられてはいけないということで、撮影についても申請は 14 日前までの許可制に今回させていただきました。個人で動画を取られる場合は、やむを得ないかと思うのですが、そういったことを防ぎたいということでこの規定にしています。

〈本城委員〉

はい、わかりました。

〈宮本教育長〉

その他ございますか。よろしいですか。

〈佐藤職務代理〉

館内の撮影の関係ですが、基本的に館内は一般の人の撮影はどうなのでしょう。

〈生涯学習課長補佐兼文化振興係長〉

生業としていない人は基本的には自由にやっていただきたいと思います。変な意味ではなく宣伝活動にもなりますので全てを規制してしまうのではなく、以前よくあるのが、階段上がったところのバルコニーがすごく綺麗で皆さん家族で撮影していたことがあります。基本的には撮影は、今回展示物を置きますので、著作権法上の問題があるもの以外、あと現物を置きますので展示品の中に原本もありますのでやはりフラッシュで痛む場合があるところは控えていただきますがそれ以外については、できるだけ撮影できるようには考えています。

〈宮本教育長〉

佐藤委員の質問は、先ほどの SNS にあがる場合はと言うような発言があったため普通の人では写真を撮るとそれを必ず上げますよね。必ずとは言わなくともそのようなことがあるため、そういうことをする人は申請が要るのですかとい

う意味合いもあると思うのですが、そうではないと言うことですよね。

〈生涯学習課長補佐兼文化振興係長〉

そうですね。結局先ほど本城委員からもありましたが、大がかりなコスプレの撮影会など、そういう時にはやはり出していただきますが、個人があくまで記念に撮影していくものについては、撮影許可も要らないですし、そこまでやりますと全員から出して頂くようになりますのでそこまでは求めないかたちになります。大がかりな撮影、ブライダルで来るなどは撮影許可が必要となります。

〈宮本教育長〉

よろしいでしょうか。他には大丈夫でしょうか。それでは全部改正に関しては承認ということでよろしいでしょうか。

〈教育委員〉

—承認—

5. その他

〈宮本教育長〉

それでは、花里委員からご挨拶をお願いいたします。

〈花里委員〉

挨拶の前に、9月13日に学警Pのグループ討議で感じた素晴らしい子供たちのお話をさせていただいてよろしいでしょうか。学警Pのグループ討議でお話をさせていただいた内容は、先日、旧道から駅の方に向かって車を走らせていました。そうしたら観光客らしい女性2人が横断歩道に立っていたので止まります。対向車も止まりましたので2人は渡り始めて私の前を楽しそうに話をしながら通り過ぎて行きました。何の問題もないことですが、私には違和感を覚えた。なぜかという、横断者は会釈をしたんですよ。町内には渡り終わると、振り返って深々と挨拶をする小・中学生もいますと会合で話したら、隣にいたPTA会長さんも私もそう思いますとうなずいてくれました。そして、小諸佐久方面から通って来ているお巡りさんと先生が、軽井沢に入ると途端に子供たちの挨拶が変わる。丁寧になる。始めに西部の子、次に中部の、中学の子、そして東部の子という言葉をいただき嬉しくじわじわと誇り高くにも

なりました。運転手の思いやりの心と感謝する子供たちや横断者は無言ではありますが、横断歩道あたりにはあたたかい空気が漂います。このような軽井沢には先ほど事故がありましたとお話しがありましたが、交通事故もゼロ、非行犯罪もゼロであると感じた会議でした。最後に良いお話ができてよかったと思います。

皆様に助けていただき2期8年。無事に任期を終えることができます。ありがとうございます。2期8年といえども、コロナ禍がありました。コロナ後のタブレット、オンライン授業など新しい教育も経験させていただきました。これからますます多様で複雑で目まぐるしい社会になると思われますけれどもどうぞお体にお気をつけてご活躍されますことを祈っております。いろいろお世話になりありがとうございました。

〈宮本教育長〉

ありがとうございました。

※その他について、次第のとおり報告がありました。

※以下、個人情報により非公開

報告事項（4）令和6年度軽井沢町就学援助申請者の転出による支給額の変更について

（5）区域外就学について（2件）

6. 閉 会

〈事務局（こども教育課長）〉

次回の定例教育委員会は10月21日月曜日13時30分からとなりますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和6年9月定例教育委員会を終了させていただきます。